空調用夏期契約

 選択約

 1-1供給区域適用

2024年 1月15日実施

新発田ガス株式会社

空調用夏期契約(1-1供給区域適用)

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の空調夏期契約選択約款(ガス小売供給約款別表第1の1-1供給区域)によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称 及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガスに係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1)「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値をいいます(小数点以下切捨て)。但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (2)「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3)「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

4. 適用条件

- (1)この選択約款は、別に定めるガス小売供給約款別表第1の1-1供給区域に適用します。
- (2)お客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた空調用夏期契約1種、空調用夏期契約2種のいずれかを契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約 更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3)契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起 算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ③契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、 契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月 目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4)本約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません((5)において同じ)。
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款(ガス小売供給約款に定める料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

(1)当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます)を、早収期間経過

後に支払いが行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます)を3パーセント割り増 ししたもの(以下「遅収料金」(消費税等相当額を含みます)といいます。)を支払っていただきま す。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸い たします。

(2)当社は、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの期間については、空調用夏期契約1種には別表の料金表1を適用し、空調用夏期契約2種には別表の料金表2を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの期間については、ガス小売供給約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定します。

8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

9. 単位料金の調整

(ガス小売供給約款で定める別表第1の1-1供給区域)

(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を 上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2の(4)のと おりといたします。

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1 立方メートル当たり)
 - =基準単位料金+0.077 円×原料価格変動額÷100 円×(1+消費税率)
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1 立方メートル当たり) =基準単位料金-0.077 円×原料価格変動額÷100 円×(1+消費税率)

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。 (2)(1)の基準平均原料単価、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準原料価格(トン当たり)39,090円
- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表2の(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価格から算定したト

ン当たり LNG 平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格=トン当たりLNG平均価格×1.0299

(備 考)

トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額 といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 実施の期日

2024年 1月15日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表 空調用夏期契約(ガス小売供給約款別表第1の1-1供給区域)に適用致します。

2. 早収料金及び消費税相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税込)と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金(税込)と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、 流量基本料金単 価(税込)に契約可能使用量を乗じた額といたします。
- (3)従量料金は、基準単位料金又は、9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4)調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の算定にあたって

は、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ①料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ②料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5)料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表1 (空調用夏期契約 1種)

(1) 定額基本料金

| a 1 11 a | |
|-------------------|----------------|
| 1ヵ月およびガスメーター1個につき | 11,000 円 |
| | (消費税等相当額を含みます) |

(2)流量基本料金単価

| 1 立方メートルにつき | 568. 90 円 |
|-------------|----------------|
| | (消費税等相当額を含みます) |

(3)基準単位料金

| 1 立方メートルにつき | 48. 16 円 |
|-------------|----------------|
| | (消費税等相当額を含みます) |

(4)調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

4. 料金表 2 (空調用夏期契約 2 種)

(1)定額基本料金

| | 1ヵ月およびガスメーター1個につき | 5,500 円 (消費税等相当額を含みます) | |
|-------------|-------------------|---------------------------|--|
| (2)流量基本料金単価 | | | |
| | 1 立方メートルにつき | 568. 90 円 | |

(3)基準単位料金

| 1 立方メートルにつき | 52. 37 円 |
|-------------|----------------|
| | (消費税等相当額を含みます) |

(消費税等相当額を含みます)

(4)調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。